

令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局地域作物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> でん粉等 <制度名> 関税割当制度、特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和4年3月31日まで」又は「令和3年度まで」とされているものを1年間延長する。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		(別紙)								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和4年4月1日 ○適用期限 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 でん粉は食品をはじめとした原材料として、国民生活に不可欠なものである。 原料となるばれいしょ・かんしょについてであるが、ばれいしょは北海道の基幹作物の一つであり、輪作体系を維持する上で重要な作物である。特に、でん粉原料用ばれいしょは、北海道におけるばれいしょの最大の仕向け先となっており、生産者所得の安定化とともに、でん粉製造業は、地域農業、地域経済上も重要な役割を果たしている。 また、かんしょは、主産地である南九州（宮崎県及び鹿児島県）が、台風常襲地域である上に、土壌は作付けに不向きな作物の多いシラス（火山灰）土壌である中で、シラス土壌に適した他に代替のない基幹作物である。でん粉原料用かんしょには、生産したかんしょの約4割が仕向けられており、生産者所得の安定化とともに、でん粉製造業は、地域農業、地域経済上も重要な役割を果たしている。 他方、でん粉に係る関税制度については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化が、平成7年度から6年間でその約束を実施していくこととされており、それ以後の措置については、現在行われている農業交渉に委ねられており、現在に至るまで決着を見ていないこと、また、本品目は国内需給動向を勘案し割当数量を定めていることから、恒久措置ではなく暫定措置としている。								

	<p>② 問題点</p> <p>国内産いもでん粉及びでん粉原料用いも産業は、小規模・零細な事業者や生産者によって営まれていること、また、我が国には国土条件等の制約があることから、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っておらず、依然として大きな内外価格差が存在している。</p>																								
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、関税割当制度や特別緊急関税制度が維持されなければ、安価な輸入品が無制限に国内に流入し、北海道及び南九州の地域経済に重大な影響を及ぼすことが予想されることから、本制度の延長が必要である。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保するまで、本制度を維持する必要がある。</p>																								
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができる。</p> <p>(生産コスト低減努力は行っているものの、その差は依然大きいものがあり、本制度が維持されない場合、上記内外価格差はさらに拡大)</p> <p>[令和2年度における適用実績(「減税額」は試算値)]</p> <p>ばれいしょでん粉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：9千トン、762百万円 ・ 減税額：1,071百万円 ・ 関税割当てを受けた者の数：5 <p>かんしょでん粉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：113千トン、5,193百万円 ・ 減税額：13,447百万円 ・ 関税割当てを受けた者の数：10 <p>注：かんしょでん粉については、用途で競合するマニオカでん粉の実績を計上。</p> <p>(参考)国内産いもでん粉の内外価格差の推移(改正の効果を判断する定量的指標)(ばれいしょでん粉)</p> <table border="1" data-bbox="443 1697 1474 1989"> <thead> <tr> <th></th> <th>国産品価格</th> <th>輸入品価格</th> <th>内外価格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>119円/kg</td> <td>87円/kg</td> <td>1.4倍</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>118円/kg</td> <td>78円/kg</td> <td>1.5倍</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>122円/kg</td> <td>85円/kg</td> <td>1.4倍</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>122円/kg</td> <td>86円/kg</td> <td>1.4倍</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>122円/kg</td> <td>86円/kg</td> <td>1.4倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：国産品価格は、コスト価格から販売経費を引いた額として試算。 輸入品価格は、貿易統計を年度で整理。</p>		国産品価格	輸入品価格	内外価格差	平成27年度	119円/kg	87円/kg	1.4倍	平成28年度	118円/kg	78円/kg	1.5倍	平成29年度	122円/kg	85円/kg	1.4倍	平成30年度	122円/kg	86円/kg	1.4倍	令和元年度	122円/kg	86円/kg	1.4倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差																						
平成27年度	119円/kg	87円/kg	1.4倍																						
平成28年度	118円/kg	78円/kg	1.5倍																						
平成29年度	122円/kg	85円/kg	1.4倍																						
平成30年度	122円/kg	86円/kg	1.4倍																						
令和元年度	122円/kg	86円/kg	1.4倍																						

(かんしょでん粉)

	国産品価格	輸入品価格	内外価格差
平成27年度	161円/kg	50円/kg	3.2倍
平成28年度	162円/kg	37円/kg	4.4倍
平成29年度	162円/kg	40円/kg	4.1倍
平成30年度	164円/kg	55円/kg	3.0倍
令和元年度	179円/kg	49円/kg	3.7倍

注：国産品価格は、コスト価格から販売経費を引いた額として試算。

輸入品価格は、マニオカでん粉について貿易統計を年度で整理。

② 改正によって生じうる影響

—

③ 改正の妥当性

一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分については低税率での輸入が制限され、国内生産者が保護されることにより生産性向上の取組をより効果的に実施できるため、改正は妥当だと考える。

政策評価・関連措置

① 本要望に関連する政策評価

—

② 当該政策評価の結果と改正の関係

—

③ 政府方針と改正の関係

でん粉原料用いも及びこれらから生産される国産いもでん粉は、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。このため、関税割当制度や特別緊急関税制度により、安価な輸入品が無制限に国内に流入するのを防ぐとともに、輸入品については一定数量の範囲内で低税率（又は無税）を適用することで、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保している。

これにより、でん粉原料用いも及びいもでん粉産業を保護し、北海道及び南九州の地域経済を支えるとともに、食料自給率の確保を図っている。

④ 関連措置

でん粉の価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスターチ等と国産いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、これを財源として、でん粉原料用いも生産者及び国産いもでん粉製造事業者に対し交付金を交付することにより、生産者所得の確保及び製造事業者の経営安定を図っている。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度は、昭和40年に導入されて以降、現在まで延長されている。また、でん粉、イヌリン及びでん粉調製品の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成7年に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	本制度により、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化を図ってきたところ。これまでの本制度による具体的効果については、上記、「改正の効果と妥当性」の「①改正によって期待される効果」と同じ。

令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（別紙）

税番	統計 細分	品名	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
1005.90	091	とうもろこし（その 他のもの） 2 その他のもの コーンスターチ の製造に使用する もの	50%又は 12円/kg のうち いずれか 高い税率	無税		50%又は 12円/kg のうち いずれか 高い税率	無税		50%又は12 円/kgのうち いずれか高 い税率	
1108.12	010	とうもろこしでん粉 （コーンスターチ） でん粉糖の製造又は デキストリン、デ キストリングルー、 可溶性でん粉、ばい 焼でん粉若しくはス ターチグルーの製造 に使用するもの	140 円 /kg	無税		140 円 /kg	無税		25%	
	020	その他のもの		25%			25%		25%	
1108.13	010	ばれいしょでん粉 でん粉糖の製造又は デキストリン、デ キストリングルー、 可溶性でん粉、ばい 焼でん粉若しくはス ターチグルーの製造 に使用するもの		無税			無税		25%	
	020	その他のもの		25%			25%		25%	
1108.14	010	マニオカ（カッサ バ）でん粉 でん粉糖の製造 でん粉糖の製造又は デキストリン、デ キストリングルー、 可溶性でん粉、ばい 焼でん粉若しくはス ターチグルーの製造 に使用するもの		無税			無税		25%	
	020	その他のもの		25%			25%		25%	

1108. 19	011	その他のでん粉 ーサゴでん粉 でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		無税			無税		25%
	012	その他のもの		25%			25%		25%
	091	その他のでん粉 ーその他のもの でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		無税			無税		25%
	092	その他のもの		25%			25%		25%
1108. 20	010	イヌリン でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		25%			25%		25%

1901. 20		<p>第 19.05 項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 1-(2)-D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの。</p> <p>(b)その他のもの —でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p>									
	156	<p>—砂糖を加えたもの</p>	25%			25%		25%			
	157	<p>—その他のもの</p>	16%			16%		16%			
1901. 90		<p>その他のもの 1-(2)-D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの。</p> <p>(b)その他のもの —でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p>									
	176	<p>—砂糖を加えたもの</p>	25%			25%		25%			
	177	<p>—その他のもの</p>	16%			16%		16%			